議案第６３号

岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和２年６月４日提出

岩倉市長　久　保　田　桂　朗

岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年岩倉市条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第２条中「これらの」を「同条の」に、「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「７．３パーセントに」を「７．３パーセントの割合に」に、「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」及び「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（市において行う事務の特例）

第３条　当分の間、第２条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第２条の改正規定は、令和３年１月１日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

２　この条例による改正後の岩倉市後期高齢者医療に関する条例附則第２条の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。